

令和6年度使用県立特別支援学校用教科用図書の採択方針

県立特別支援学校の教科用図書の採択は、各学校が以下の項目を踏まえて選定した教科用図書の報告を受け、県教育委員会がこれを行う。

- 1 小学部・中学部用教科用図書の選定に当たっては、教科用図書選定審議会の意見を踏まえ、令和6年度使用特別支援学校用教科書目録に登載されているもののうちから選定すること。この場合には、種目ごとに一種の教科用図書を選定するようにするとともに、特別な場合を除き、毎年度変更することがないように、原則として4年間は種目ごとに同種の教科用図書を選定すること。

なお、特別支援学校用教科書目録に該当する教科用図書がない場合や、特別な教育課程による場合で特別支援学校用教科書目録に登載されている教科用図書を使用することが適当でない場合には、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を選定することができる。

高等部用教科用図書の選定に当たっては、現在のところ特別支援学校用（高等部）教科書目録がないため、全て学校教育法附則第9条の規定による教科用図書となることから、毎年度異なる教科用図書を選定することができる。この場合には、岐阜県立特別支援学校管理規則第10条により、県教育委員会に申請し、承認を受けなければならない。

- 2 教科用図書の選定に当たっては、教科書選定委員会を設け、自校の編成する令和6年度教育課程に最も適合する教科用図書を選定すること。

なお、教科書選定委員会は、校長を長とし、教頭並びに各教科・科目の教科用図書を調査・研究及び選定するのに適当な職員及び学識経験者等の中から、校長が委嘱する委員をもって組織すること。ただし、教科用図書の編著作に関与した者及び教科用図書発行者が主催する教科用図書に関する会議等に出席した者は委員になることはできない。

- 3 教科用図書の選定に当たっては、教科書センターの展示、文部科学省の集録した「編修趣意書」及び県教育委員会が作成する「一般図書選定資料」等を十分活用し、調査・研究を行い、教科書選定委員会において慎重に審議すること。

- 4 教科用図書の選定に当たっては、公正確保に努めるとともに、教科用図書発行者の勧誘、宣伝行為による影響によって左右されることのないようにすること。

- 5 教科用図書の選定に当たっては、文部省発行の「教科書採択事務取扱要領」（平成3年3月）に記載されている事項に十分留意すること。

また、岐阜県教育委員会発行の「県立高等学校用教科書選定・採択事務取扱の手引」（令和5年度版）に準じて行うこと。